

## 定住自立圏の形成に関する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と階上町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担して、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

### （連携する取組の分野及び内容並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野、取組の内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

##### ア 医療

##### (7) 救急医療体制の充実

##### a 取組の内容

圏域内の救急医療体制の充実を図り、さらなる救命率の向上と救急医療水準の高度化に資するため、圏域内の中核病院である八戸市立市民病院において新たにドクターカーを導入する。

##### b 役割分担

##### (a) 甲の役割

(i) 圏域内の中核病院である八戸市立市民病院において、新たにドクターカーを導入することとし、ドクターカーの導入に要する費用を負担する。

(ii) ドクターカーの維持管理を乙及び関係町村と共同して行い、乙及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

##### (b) 乙の役割

ドクターカーの維持管理を甲及び関係町村と共同して行い、甲及び関係町村と協議の上、必要な費用を負担する。

(イ) 周産期医療体制の充実

a 取組の内容

圏域内の周産期医療体制の充実を図るため、周産期医療施設である八戸市立市民病院及び五戸総合病院の産科機能を維持・充実させるとともに、八戸市立市民病院に設置されている地域周産期母子医療センターにおけるハイリスク妊婦及びハイリスク新生児の円滑な受入体制を整備する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 圏域内の中核病院である八戸市立市民病院における地域周産期母子医療センターの機能の充実を図ることとし、必要な費用を負担する。

(ii) 乙に対して、ハイリスク妊婦及びハイリスク新生児の円滑な受入に必要な情報を提供する。

(b) 乙の役割

甲と情報を共有し、ハイリスク妊婦及びハイリスク新生児の受入について八戸市立市民病院と連携する。

イ 福祉

子育て支援の充実

a 取組の内容

圏域内の住民の子育て支援の充実を図るため、甲が実施している各種子育て支援事業の対象区域を拡大し、圏域全体として安心して子育てができる環境を整備する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 甲が実施している特別保育事業、ファミリーサポートセンター事業及び子育てサロン事業の対象区域を拡大し、乙の区域内の住民の利用に供する。

(ii) 甲の中心市街地に建設予定の（仮称）八戸市地域観光交流施設内に設置する子育てつどいの広場を乙の区域内の住民の利用に供する。

(b) 乙の役割

(a)の規定による甲の子育て支援事業を乙の区域内の住民に周知し、積極的な活用を促進する。

## ウ 産業振興

### 農業振興に係る情報提供体制の構築

#### a 取組の内容

農業の多様な担い手を育成し圏域内の農業の発展を図るため、農業体験情報、援農情報、栽培技術情報及び農地情報を相互に提供し合う体制を構築する。

#### b 役割分担

##### (a) 甲の役割

(i) 乙及び関係町村からそれぞれの区域内の市民農園、観光農園等に関する農業体験情報、援農情報及び農地情報を収集し、甲の区域内の住民に対してこれを周知する。

(ii) 乙に対して、甲及び関係町村の区域内の市民農園、観光農園等に関する農業体験情報、援農情報及び農地情報を提供する。

(iii) 八戸市農業交流研修センターの体制を拡充し、乙の区域内の新規就農希望者に研修の機会を提供するとともに、乙の区域内の住民に対し栽培技術情報を提供する。

##### (b) 乙の役割

(i) 乙の区域内の市民農園、観光農園等に関する農業体験情報、援農情報及び農地情報を収集し、甲に提供する。

(ii) 乙の区域内の住民に対して、甲から提供された甲及び関係町村の区域内の市民農園、観光農園等に関する農業体験情報、援農情報及び農地情報を周知する。

## エ 教育

### 社会教育の推進

#### a 取組の内容

圏域内の教育、学術、文化、スポーツ、福祉等の多様な生涯学習の機会の充実を図るため、圏域内各市町村が実施する各種講座等の開催情報を相互に提供し合う体制を構築する。

#### b 役割分担

##### (a) 甲の役割

乙及び関係町村からそれぞれが実施する各種講座の開催情報を収集し、甲の区域内の住民に対してこれを周知するとともに、乙に対して甲が実施する八戸市民大学講座等の各種講座及び関係町村が実施する各種講座の開催情報を提供する。

(b) 乙の役割

乙が実施する各種講座の開催情報を甲に提供するとともに、乙の区域内の住民に対して甲から提供された甲が実施する八戸市民大学講座等の各種講座及び関係町村が実施する各種講座の開催情報を周知する。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

(仮称) 圏域公共交通計画の策定及び推進

a 取組の内容

圏域内における通勤、通学、通院、買物等の日常生活を営む上で必要不可欠な住民の足としての公共交通の維持・確保を図るため、公共交通事業者（以下「交通事業者」という。）を交えて、地域の実情に即した、多様で持続可能な公共交通体系のあり方と対応策をまとめた（仮称）圏域公共交通計画（以下「圏域交通計画」という。）を策定し、推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 乙、関係町村及び交通事業者と共同して、圏域交通計画を策定し、推進する。

(ii) 圏域交通計画の策定に要する費用を負担する。

(b) 乙の役割

甲、関係町村及び交通事業者と共同して、圏域交通計画を策定し、推進する。

イ デジタルディバイドの解消に向けたICTインフラの整備

ICTインフラの利活用

a 取組の内容

圏域内における光ファイバー等のICTインフラを活用して圏域内の結びつきやネットワーク機能の強化を進めるため、甲、乙及び圏域内の関係団体等が共同して（仮称）ICT利活用研究会を設置し、ICTの積極的な利活用による有機的かつ効果的な連携施策を検討し、推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び圏域内の関係団体等と共同して、（仮称）ICT利活用研究会を設置し、事務局機能を担うとともに、ICTの積極的な利活用による有機的かつ効果的な連携施策を検討し、推進する。

(b) 乙の役割

甲及び圏域内の関係団体等と共同して、(仮称)ICT利活用研究会を設置し、ICTの積極的な利活用による有機的かつ効果的な連携施策を検討し、推進する。

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

(7) 甲の東京事務所を活用した地域情報の発信

a 取組の内容

圏域外住民との交流促進による地域の活性化を図るため、甲の東京事務所を活用して、圏域内の各種情報を発信するとともに、首都圏において圏域出身者を含めたUJIターン希望者等の各種相談に対応する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲の東京事務所を窓口として、圏域内における観光、雇用、住環境等に関する情報を発信するとともに、同事務所においては圏域出身者を含めたUJIターン希望者等を対象とした各種相談業務を行う。

(b) 乙の役割

乙の区域内における観光、雇用、住環境等に関する情報を甲に提供する。

(i) グリーン・ツーリズムの推進

a 取組の内容

圏域内のグリーン・ツーリズムの推進を図るため、三八地方農業観光振興協議会(以下「協議会」という。)の運営体制を整備するとともに、甲の東京事務所を活用して情報発信機能の強化を行う。

b 役割分担

(a) 甲の役割

- (i) 乙と協力して、協議会の構成市町間の連携を強化するとともに、グリーン・ツーリズムの推進に向けて協議会の運営体制を整備する。
- (ii) 甲の東京事務所を窓口として、乙の区域を含めた協議会の構成市町全域におけるグリーン・ツーリズムに関する各種情報を発信するとともに、同事務所にグリーン・ツーリズムの受入窓口を設置する。

(b) 乙の役割

- (i) 甲と協力して、協議会の構成市町間の連携を強化するとともに、グリーン・ツーリズムの推進に向けて協議会の運営体制を整備する。

(ii) 乙の区域内におけるグリーン・ツーリズムに関する各種情報を協議会を通じて甲に提供する。

(ウ) 空き家バンクを活用した移住促進

a 取組の内容

首都圏から圏域内への移住の促進を図るため、空き家バンク制度を構築するとともに、圏域内への移住のために必要な情報を発信する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係町村と共同して空き家バンク制度を構築するとともに、甲の東京事務所を窓口として、圏域出身者を含めた首都圏住民に対して圏域内の空き家に関する情報を発信する。

(b) 乙の役割

甲及び関係町村と共同して空き家バンク制度を構築するとともに、乙の区域内における空き家に関する情報を甲に提供する。

エ 安全・安心なまちづくり

安全・安心情報システムの構築

a 取組の内容

災害や犯罪に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、甲が実施している甲の区域内の災害や暮らしの安全・安心に関する情報のメール配信サービスを圏域内の町村に拡大し、圏域内の安全・安心情報システムを構築する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 現在、甲が実施している甲の区域内の災害や暮らしの安全・安心に関する情報のメール配信サービスについて、乙の区域内の災害や暮らしの安全・安心に関する情報についてもメール配信できるように拡大して安全・安心情報システムを構築することとし、当該構築に要する費用を負担する。

(ii) 安全・安心情報システムの維持管理に関して、乙及び関係町村と協議の上、費用を負担する。

(b) 乙の役割

(i) 安全・安心情報システムを活用し、乙の区域内における災害や暮らしの安全・安心に関する情報をメール配信する。

(ii) 安全・安心情報システムの維持管理に関して、甲及び関係町村と協議の上、

費用を負担する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村職員の育成

a 取組の内容

圏域内市町村職員の育成を図るため、合同研修及び学官連携地域シンクタンク事業を活用した人材育成を行う。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 職員研修又は前2号に規定する取組を推進するための研修を行う際に、乙の求めに応じて乙の職員に対して当該研修への参加の機会を提供する。

(ii) (i)の取組を推進するため、必要に応じて専門家の招へい等を行う。

(iii) 八戸工業大学、八戸大学及び八戸工業高等専門学校と甲とによる学官連携地域シンクタンク事業の実施に際し、乙の職員に参加の機会を提供する。

(b) 乙の役割

乙の職員を必要に応じて、甲が実施する研修及び学官連携地域シンクタンク事業に参加させる。

イ NPO等の活動促進

a 取組の内容

圏域内のNPO及び各種団体（以下「NPO等」という。）の活動を促進するため、甲の市民活動の拠点である八戸市市民活動サポートセンターが有する機能を活用して、圏域内のNPO等の情報及びNPO等の支援に関する情報を関係市町村間で共有する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

(i) 八戸市市民活動サポートセンターにおいて、甲、乙及び関係町村の区域内のNPO等の団体登録及び活動相談業務を行うとともに、圏域内におけるNPO等に関する各種情報を甲の区域内の住民に発信する。

(ii) 八戸市市民活動サポートセンターが有するNPO等に関する各種情報を乙に提供する。

(b) 乙の役割

甲から提供を受けたNPO等に関する各種情報を発信する場を乙の区域内に設置する。

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定の規定を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年9月24日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 階上町大字道仏字天当平1番地87

階上町

町長 浜谷 豊美